

串間市農業委員会委員を募集します!!

現農業委員の任期満了（令和8年7月19日満了）に伴い、串間市農業委員会委員を募集します。

1. 募集人数 13名

農業団体等からの推薦及び応募者の中から、認定農業者を原則過半数、利害関係のない者を1名以上、女性及び青年（40歳代まで）に配慮して選任します。

*農業委員の構成条件として、認定農業者が過半数（7名以上）を占めること、農業に関し利害関係のない中立委員を1名以上含むこと、年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮することが、農業委員会法で定められています。

2. 任期期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

3. 身分

串間市特別職の非常勤地方公務員

4. 委員報酬（月額）

会 長	62,000円
会長代理	53,000円
委 員	50,000円

5. 職務内容

○農地の権利移転等や農地転用に関する許認可業務

○担い手への農地利用の集積・集約化に関すること

○耕作放棄地の発生防止・解消に関すること

○新規参入の促進等に関すること

○その他農業委員会業務に関すること（農業者年金加入推進・農業者等相談業務など）

*農業委員へ任命後、担当区域を決定し、農地利用最適化推進委員と連携した業務を行っていただきます。

6. 資格要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、平日の総会や視察研修等への出席、現地調査や農業者等の戸別訪問等を実施できることを必須としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 法律上農業委員会の委員との兼職を禁止されている職にある者（固定資産評価審査委員、公平委員、教育委員、国会議員）

7. 推薦及び応募に係る手続き

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または串間市農業振興課までご持参下さい。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承下さい。

①提出書類

○個人が推薦する場合（2種類必要です） *農業者等が推薦する場合があります!!

- ・個人用推薦書（別記様式第1号）
- ・串間市農業委員会委員候補者同意書（別記様式第3号）

○法人または団体が推薦する場合（2種類必要です）

- ・法人又は団体用推薦書（別記様式第2号）
- ・串間市農業委員会委員候補者同意書（別記様式第3号）

○自ら応募する場合（1種類です）

- ・応募用紙（別記様式第4号）

②様式の入手方法

串間市役所農業委員会（本庁3階）の窓口に備えるほか、各支所の窓口や市公式サイトからもダウンロードできます。

串間市ホームページ（<http://www.city.kushima.lg.jp/>）

8. 推薦及び募集期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月20日（金）まで

* 郵送される場合には、2月20日までの消印有効とします。

9. 串間市農地利用最適化推進委員の推薦及び応募について

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦及び応募について、どちらの職でも可能である場合は、串間市農地利用最適化推進委員に関する推薦書または応募用紙を併せて提出することができますが、両委員の兼務はできません。

10. 選定方法

串間市農業委員会委員候補者等選考委員会で書類選考を行います。

11. 公表について

受付期間の中間及び終了後に、串間市公式サイト等で提出のあった推薦及び応募に係る内容を、下記のとおり公表します。

- ①推薦者（個人）については、氏名・職業・年齢・性別・推薦理由
- ②推薦者（団体等）については、名称・代表者・団体等目的・構成員数及び資格要件・推薦理由
- ③候補者または応募者の氏名・職業・年齢・性別・経歴・農業経営状況・応募理由
- ④串間市農地利用最適化推進委員への推薦または応募状況
- ⑤被推薦者及び応募者数や認定農業者数

12. 書類提出先または問い合わせ先

888-8555 串間市大字西方 5550 番地

串間市役所 農業振興課または農業委員会事務局 0987-55-1170（直通）